（郵便書類可）　（本號四面）　明治二十一年十月三十日　（定價二錢）

時事新報

時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

第二千九十三號
明治廿一年十月三十日　火曜日
舊戊子九月廿六日（甲、戌）
日出午前六時零二分　入午後四時零十六分
月出午前十時四十七分　入午後二時零六分
潮干午前二十八分　午後零時
（西暦一千八百八十八年）

時事新報定價
時事新報へ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送送スルモノニ限リ右定價ノ外二箇月二十六錢ノ送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

	一行二付	一行二付	一行二付	一行二付
五號活字ニテ一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢	六錢八厘
自十一行至廿行	九錢	七錢	六錢	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

宗教不問、

宗教家の説に曰く經世者が常ゑ方便の考を以て宗教を論じ人事世道に利あるが故ゑ宗教を廢すべからずと爲し單に愚夫愚婦を導くの手段として之を利する者少からずと雖とも是れは實ゑ宗教の爲めに迷惑至極の談あり本來宗教の大義い獨尊自立ゑして其教の世ゑ行はるゝと行はれざるとは元より人ゑ存すれども教義の大本は萬古不滅、天地と與に長久ゑして喩へば猶與理の如し人の未た發見せざる以前に在りては眞理世に明らならずと雖も尚は敢て其生存を害せず宗教も亦之に均しく縱へ一人の信徒あるも其大本は決して滅せずして信徒は只其宗教の大義を守り兼て之を世ゑ弘むるを旨とするのみ佛門に在ては之を濟度と唱へ耶蘇教に於ては傳道と稱す孰れも其手段あれども彼の經世者の説の如く宗教を一種の方便ありとすれば之と同時に宗教の大本は破滅せざるを得ず何となれば經世者の議論は宗教の獨尊自立を認めずして唯これを一種の方便と爲すが故に今日の社會を利する宗教ゑても他日或は弊害ありとするときは之を擯斥するゑと容易なる可ければあり元來方便とは事物の眞を問はずして時の宜しきに從ふの義あれば經世者の議論は縱へ宗教を有益ありとするも既に其眞を認めざる限りは尊信の念は初めより斷絶して恰も之を弄ぶに異ならず宗教を助るに非ずして却て害するものなり云々と

元來我輩い宗教の事ゑ淡泊にして又其邃奥を究めず佛教なり耶蘇教あり外より之を窺ふて彼此の間ゑ差したる異同をも見ざるが故に宗教の利害を論ずるにも其方便の上より立言するの外なきは或は宗教家の喜ばざる所ならんと雖も既ゑ經世の考を以て世態人事を考察するに當りては宗教も亦人事中の一として視ざるを得ず即ち我輩は宗教の理を問はずして其効を論ずる者なり抑も日本の宗教は古來佛教のみにして千有餘年來人事世道に裨益したるは尋常ならず社會の道德教育より人民産業の事に至るまでも佛門僧侶の力を假りて我文明を致したるの事實は着々史上ゑ見る可し左れば佛教の勢力は一時殆ど日本の政治をも支配して全權到ちざる所あらりしが武家の世ゑ及んで兵馬干戈の事起り世人復た宗教を説くゑ遑あらず下て德川の世に至り兵亂は跡を收めて太平に歸したれども同時ゑ儒教の發生ゑ逢ひ全國上流の士人い概して儒者の教に靡き佛教は恰も從前の勢力を奪はれて單ゑ下等社會を支配するゑ過ぎず往年は國の政治をも左右せしものが今は却て政治ゑ左右せらるゝの勢に變遷して二百數十年の後王政維新の初に至れば儒門の子孫が政權を執り之ゑ加ふるに一種新色の神道なるものを以てして地上の波瀾穩ならず一時は廢佛の聲をさへ聞きし程の次第にして其運命甚ざ危かりしども二十年の今日に至り世情の鎮靜と共に佛門も亦稍や小康を得たるもの丶如し

我内國に在て宗教の事情は斯の如くなる其最中ゑ外より耶蘇教の傳來するありて漸く其教を布き近來は信徒の數も增加して漸く將に佛教の外に日本宗教の一新面目を開らんとする勢あるが如し是れ亦我輩の憂る所ゑ非ざるのみゝ進歩の急ゑ迫りたる我國今日の爲めを謀れば彼の外教と共に外國の文明を輸入して先づ我人智の開發を助け又彼我い人情を通ずるの方便と爲し其効力の大なる可きを信じて之を經世上ゑ利せんと欲する者なり故に日本人の之を信ずると信せざるとは各人の隨意ゑして敢て傍より干涉すべき理由あきのみならず經世者の眼中には總て宗教は佛教耶蘇教ゑ論なく之を不問に附して全く各個人信仰の自由に任せ政府は勿論隣人と雖ども他より之に喙を容るゝあらんゑと我輩の希望する所なり然るゑ近來聞く所に據れば耶蘇教徒中に外教公許の發令を政府に要求せんゑとを計畫するものありて其趣意は德川の世に禁制あり丶耶蘇教も王政維新と與に不問の默許を得たれども尚は未だ公然の認許あらざれば今日政府に其發令を求め以て德川の禁令は既ゑ廢したるの事實を天下公衆に示さんとするに在りと云ふ蓋し從來の情態にても耶蘇教は已に默許の姿にして信ずるも信せざるも只人の隨意たりしなれば默許を變して公許と爲すは五十步百步の相違ゑして不都合なきが如くなれども我輩の看る所を以てするゑ耶蘇教の事は兎も角も彼の佛教とても曾て政府より一定の布令を發して公然ゑれを許可しさるの談を聞らず只千餘年來の因習ゑて佛教僧侶が人民に對する信用と勢力とを其儘に默許したるゑ過ぎざれば獨り耶蘇教に對して今日故さらゑ之を公認するは如何あらんかと思はるゝあり凡そ政府の看る所に於てい佛教も耶蘇教も同等同位なりとして一切ゑれを不問に附すべきとなれば耶蘇教徒より外教公許の請願あるゑ當りて政府の之を公許するは小事なるゑ似たれども宗教不問の大義を嚴格にして一厘毛犯す所なからしめんとするが爲めには我輩い聊ら躊躇の念なき能はずとふ其事由を次に述べん　（以下次號）

官報

〇大藏省令第十三號と題して去る二十五日の本欄ゑ掲げたる項の第七行緋色は茶褐色、同第十行青色は同、第十一行同は青色の孰れも誤りなりと昨日の官報ゑ是正せり

〇司法省告示第十四號

佐賀、熊本、大分各始審裁判所管内治安裁判所出張所來ル十一月六日開廳ス

明治廿一年十月廿九日　司法大臣伯爵山田顯義

〇司法省告示第十五號

大津始審裁判所管内彦根治安裁判所ノ内開廳セス其管内登記事務ハ同所ニ移ス

明治廿一年十月廿九日　司法大臣伯爵山田顯義

〇辭令

近衛都督陸軍中將二品親王彰仁

天長節觀兵式諸兵指揮官被仰付（第一師團參謀長陸軍少將）

天長節觀兵式諸兵參謀長被仰付（陸軍參謀本部第一局局員陸軍中佐）

陸軍參謀本部第二局局員陸軍砲兵少佐

天長節觀兵式諸兵參謀被仰付

近衛都督傳令使陸軍少將

野戰兵局課員陸軍騎兵少佐

天長節觀兵式諸兵指揮官副官被仰付（陸軍參謀本部第一局員陸軍少佐）

七日陸軍省）

〇汽車運輸收入　鐵道局、日本鐵道會社ゑ於ける去月中の運輸收入は左の如し

鐵道局運輸收入

旅客賃金　貨物賃金

東京横濱間　四〇、一五〇●六九　七、一四〇●〇九
横濱國府津間　一九、五七〇●四六　二、一三〇●〇九
扇崎横川間　五、二二〇●〇七　一、〇六〇●〇五
上田直江津間　一三、八六〇●九三　六、二〇〇●〇三
神戸大津間　四八、四五二●〇二　二六、二〇〇●〇五
敦賀大垣間　七、七七七●八五　四、七〇〇●〇五
大垣武豐間　二三、一九六●四六　二、八〇〇●〇五
大府濱松間　八、一七四●七九　一、〇〇〇●〇五
總計　一五一、七六〇●〇九　四二、〇〇〇●〇五

日本鐵道會社運輸收入

旅客賃金　貨物賃金

上野高崎間、大宮鹽釜間、品川赤羽間　八八、〇〇〇●〇九　五九、〇〇〇●〇五

兩毛鐵道會社運輸收入

旅客賃金　貨物賃金

小山足利間　三、四五〇●六一　七、〇〇〇●〇五

〇電報局總辨　朝鮮國統理衙門ゑ電報局總辨洪輹周氏ゑ代て該局總辨を日附を以て在京城公使館より通ず

雜報

〇赤十字社々長の祝詞及び紀祝は皇后宮の臨御を仰き奉り去る曾館に於て赤十字事業創立二十年より當日の景況は既に前號の紙祝塊に於て同社長佐野常民氏の如し

ジュネーヴ萬國赤十字中央社十五年の祝典擧行の求めあり道せし如し本日其典を擧ぐる皇后陛下親臨の榮を賜ひしは各諸君と與に感佩に堪へざる今や赤十字事業を贊成してゾの國東西の兩半球ゑ遍ねく護員を認めて局外中立と爲す何國の屬籍たるを問はず之を國際公法の原則と爲れり而し社ありて戰時は救護ゑ從事しらざるはなし護國の兵備を嚴護の態業事業を盛ゑするの狀のあり萬國赤十字中央社の二を設せしは眞に適當の考案にして其意ゑ應せざるものあらず千八百六十三年十月廿六日瑞國會の發議に由ゲ列國會議と同方法を講し各國に傷兵救護の ゑ勸告するゑ戰時の病院及救中立とせんことを以てすべし蓋し廿五年の間に於て能く前